

外国人が暮らしやすいまちへ

～「多文化共生社会」の実現に向けて～

問い合わせ先 本庁舎人権推進課 ☎0857-20-3143 📠0857-20-3052



鳥取市には、中国や韓国、フィリピンなどのアジア地域をはじめ、50か国以上から約1200人も外国人が生活しており、外国からの旅行者も年々増加傾向にあります。その一方で、言葉や制度、文化、習慣などの違いから、日本で生活する上でさまざまな生きづらさを感じている外国人も多くなっています。

外国人が直面する問題

日本で暮らす外国人にとって大きな問題となるのが「言葉や文字の壁」です。「テレビやラジオで言っていることが分からない」「自宅に届く書類に何と書かれているか分からない」「さまざまな情報から孤立してしまう」という問題や、言葉が分からないために地域の人々とのコミュニケーションも容易ではありません。また、災害時には必要な情報が迅速・正確に伝えられることが必要になります。日本語がわかりにくい外国人が十分な情報を得られない「情報弱者」から「災害弱者」となってしまうさまざまな困難を余儀なくされることもあります。

社会生活の習慣やルールは国によって大きく異なるため、例えばごみの分別方法などで、地域社会でトラブルになるこ

とがあります。また、日本のさまざまな制度がわからないために、必要なサービスを受けられないということも起こります。

さらには、人種や国籍の違いなどによる差別や偏見も根強くあり、外見だけで疑ってかかることや、外国人であることを理由にアパートなどへの入居が困難になることもあります。また、子どもたちが学校生活になじむまでに時間がかかったり、いじめを受けてしまうこともあります。これは、大人の社会にある偏見や差別意識が子どもたちの意識や行動にそのまま反映されていると考えられます。

「多文化共生社会」の実現に向けて

近年、国籍や民族が異なる人々が互いの文化を認め、尊重し、対等な関係を築いてい

こうとする多文化共生社会が叫ばれている中で、お互いが信頼でき、安心できる地域社会の一員としてともに暮らしていくことが求められています。

そのため鳥取市では、多文化共生社会の実現に向けて、特に在住外国人に安心・安全な生活を送ってもらうために、本市の国際交流拠点である鳥取市国際交流プラザが中心となって、生活情報の提供、生活相談、日本語ボランティアの紹介などを実施しています。さらに、市民の国際理解を推進するために、国際交流プラザや市民団体などが行うイベントを通じて、外国の文化や外国人に触れ合う機会を提供しています。

私たちが同じ地域で暮らす住民として、ともに安心して生活するためには、外国人を支援するための制度を拡充するとともに、お互いを理解し違いを認め合う努力が必要です。

国際交流をしよう！

鳥取で暮らす外国人には、

▶鳥取市国際交流プラザ
☎0857-31-3253
📠plaza@city.tottori.lg.jp



日帰り海外!国際クッキング教室(ドイツ・オーストラリア料理)

職業実習や農業研修、大学への留学などで滞在されている人が多くを占め、今後増加していくことが考えられます。鳥取で暮らす外国人にお話を伺うと、「人が優しい」「食べ物がおいしい」など、鳥取での生活を楽しくしている様子も伺え、多くの人が鳥取の人ともっと交流したいという思いを持っているようです。

国際理解を深めることは、お互いの国を大切に思い、また、自分自身や相手を大切にすることができるようになる機会を与えてくれるものでもあります。あなたの住んでいる地域にも外国人が近くに暮らしていませんか。日本語をうまく話せる人もそうでない人もいますが、まずはきっかけづくりとして、あいさつなどの声かけから始めてみませんか。

市職員の給与などの状況をお知らせします。

本市職員の「給与」には、基本給である「給料」と、扶養・期末・勤勉手当などの「諸手当」があります。これらは地方公務員法の規定に基づき、国の人事院勧告などを参考に市議会の審議を経て条例で定められています。

また、鳥取市定員適正化計画(平成23年3月改定)に基づき、組織、業務執行体制の見直しと新規採用の抑制に努め、平成26年4月1日時点では、本年度目標の1,317人に対し、実績が1,289人となっており、計画を上回りにながら職員数の削減が進んでいます。

一方、平成26年度より一般職員として、新たな任用形態である任期付短時間勤務職員を152人任用し、適性化計画の推進とともに組織力の維持向上に努めています。

問い合わせ先 本庁舎職員課 ☎0857-20-3108 📠0857-20-3040



1. 給与費とその内訳(平成26年度普通会計当初予算額)

職員数	給与費	前年度比	
1,187人	給料	49億2,067万円	1.9%
	職員手当	7億2,776万円	
	期末勤勉手当	17億676万円	
	計	73億5,519万円	

※平成26年度より給与費に短時間勤務職員分を含んでいます。

2. 平均給料月額・平均年齢(平成26年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	336,994円	44歳3カ月

3. 主な手当(平成26年度)

区分	内容		
扶養手当	①配偶者	月額13,000円	
	②配偶者以外の扶養親族	月額6,500円	
	③満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人の加算額	月額5,000円	
期末手当	支給の時期	期末手当 勤勉手当	計
	6月期	1.225月分 0.675月分	1.90月分
	12月期	1.375月分 0.825月分	2.20月分
退職手当	区分	自己都合	定年・勤奨
	勤続20年	21.62月分	27.025月分
	勤続25年	30.82月分	36.570月分
	勤続30年	38.18月分	44.850月分

※定年前早期退職者への加算措置あり

4. 特別職の給料など(平成26年度)

区分	月額	期末手当
市長	1,026,000円	
副市長	850,000円	▶6月期 1.40月分
教育長	722,000円	▶12月期 1.70月分
議長	584,000円	計3.10月分
副議長	513,000円	
議員	475,000円	

5. 給与費の推移(各年度普通会計当初予算額)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
76億8千万円	74億7千万円	73億7千万円	72億1千万円	73億5千万円

6. ラスパイレス指数の推移(各年度4月1日現在)

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料月額を100とした場合の地方公務員の比率です。平成26年度の数値は、確定値ではなく試算によるものです。

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
97.5	98.3	106.2*	106.0*(102.8)	97.6

※平成24、25年度の国家公務員給与は、臨時特例法案により平均7.8%減額されています。
※カッコ内は、給与削減(平均3%カット)後のラスパイレス指数

7. 定員の適正化(各年度4月1日現在)

鳥取市定員適正化計画に基づき、目標を上回る職員削減を行っています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標	1,440人	1,394人	1,375人	1,351人	1,317人
実績	1,405人	1,391人	1,360人	1,325人	1,289人

※短時間勤務職員は含みません。